

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 461

平成20年 3月24日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

内部統制報告制度、4月から開始 新興企業の進捗状況調査結果

4月から始まる内部統制報告制度で、仕組みづくりが遅れているのはIT関連の新興企業に多いことが日本経済新聞社の調査でわかった。

この制度はライブドア事件以降、証券取引所の市場制度改革の一環で、決算の信頼度を高め投資家の支持を得ることが目的。調査によると対応の進捗状況は「作業を進めている」が全体の9割に達しているものの、決算期に「十分間に合う」は63%で「間に合うかどうか難しい」「間に合いそうにない」が合わせて28%もある。調査時と現時点との誤差は否めないものの、全体的に遅れている印象は拭えない。ある監査法人の1月下旬の調べでも「作業完了」は2~3%で、60%は「作業中」とのことである。

作業の進み具合では、ほぼ準備が終わった段階といえる「業務フローの文書化を終えた」が合計21%。内部統制の課題は「どの程度まで進めれば万全かわからない」(54%)ことにあり、前例のない初制度への戸惑いが顕著だ。

仮に不備があっても直ちに決算書が不正確ということにはならないものの、作業に半年以上の時間をかけているのは、「社内の人材不足」(51%)、「費用がかかりすぎる」(41%)ことが主因の様子である。

制度構築に総費用平均2千万円もかかり、情報開示が投資家の信頼低下や株価下落を招きかねない心配もある。監査する会計監査人は、ぶっつけ本番にならないよう08年3月期についても報告書を作成し評価してほしいとしている。

自己株式の受取配当の益金不算入 社長への贈与は課税リスクを覚悟

税法上、法人株主についての受取配当金は益金に含めないという「受取配当等の益金不算入」という規定がある。これは、配当金が、その配当を支払った法人の所得としてすでに課税されているため、配当を受けた法人の益金とすると二重課税となってしまうからだ。

何らかの事情で自己株式を保有している中小企業は少なくない。例えば、取締役の退任にともない買い取った自己株式や、会社の役員や使用人等の名義で他法人の株式はもちろん自社の株式を保有しているケース(名義株式)がある。こうしたケースで株式配当金を会社自身が受け取ったときは、税法上は自社株式も一般の有価証券と同様に取り扱われることから、その株式の配当金については、益金不算入の規定が適用される。

一方、よくありがちなのが自己株式を社長に贈与するケース。この場合、課税リスクがあることを覚悟する必要がある。例えば、自己株式を3万円で取得し、現在の価値が5万円だとする。この自己株式を社長に贈与した場合には、会社は社長に5万円の「寄附」を行ったことになり、寄付金課税の対象となる一方、社長自身は5万円の「役員賞与」をもらったことになる。

ちなみに、このように臨時的にもらう役員賞与は、法人税法上、損金不算入となるので注意したい。また、会社は、自己株式の取得価額と時価の差額の2万円を「資本金等」に加える処理が必要になること知っておきたい。

今週のキーワード

内部統制報告制度

ネットワーク監視カメラ、文書管理システムの導入などが義務付けられて08年4月以降に始まる決算期から導入されるこの制度は、財務報告の正確性を保証する社内体制の整備を求めるもの。金融商品取引法に基づき全上場企業と主要子会社、約3,800社が対象。経営者は決算書作成に影響のある詳細な業務内容やリスクとその予防策の文書化が必要。決算と合わせ毎期、経営者は自己点検し報告書を作成し監査法人の監査を受ける。報告書は投資家に開示される。